

高第1212号
障第1576号
令和5年2月28日

高齢者・障がい者施設 管理者 様
介護保険・障害福祉サービス事業所 管理者 様

岐阜県健康福祉部長

高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所の職員に対する予防的検査
について（令和4年度3月の取り扱い）

平素より、県の高齢者・障がい者福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、これまでの予防的検査の受検に際し、円滑な検査実施にご協力いただき、誠にありがとうございます。
います。

新型コロナウイルスについては、このところ新規感染者数が減少してきておりますが、現在も高齢者施設等を中心にクラスターの発生が続いており、また、集団内で一気に感染が拡大する感染力の強さや高齢者等の重症化リスクの高さに変わりはないことから、ハイリスク者が利用される施設等においては、引き続き感染予防対策の継続が必要な状況です。

つきましては、令和5年3月においても、下記により、職員が施設内に感染を持ち込むことを予防するための定期的な検査を実施していただきますようお願いいたします。

なお、令和5年4月以降の実施方針については、別途通知する予定としておりますので、申し添えます。

記

1 令和5年3月の予防的検査の実施内容

○ 従前と変更なし

県ホームページURL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/240377.html>

委託事業者 結果報告フォームURL：<https://forms.gle/FTWs7aa4LpYPEEdi7>

(1) 対象・頻度

- ・利用者と接する可能性のある職員（週2回）
- ・新規入所者・一時帰宅後の入所者（新規入所時・一時帰宅後に1回）

(2) 検査方法（抗原定性検査）

- ・職員：施設の管理下で、検体（鼻腔ぬぐい液）を自己採取して検査を実施。
- ・利用者：本人等の同意を得たうえ、自己採取または医師（医師の指示を受けた看護師）が検体を採取して検査を実施。

※受領済みの抗原定性検査キットを用いて、ホームページ掲載の「実施マニュアル」に基づき、定期的な検査を実施し、実施日ごとに毎日の検査結果を報告フォームに入力してください。

※本事業でお渡ししているキットは定期検査用で、備蓄用ではありませんので、今年度受領したキットについては、年度内に適切に定期検査に使用してください。

（受領したキット数と比較して検査報告数が少ない施設には、個別に理由を確認させていただきます。）

2 令和4年度3月中のキット配布について

- ・これまでどおり、キットの残数（受領済数－使用報告数）が1週間分になった場合は、追加申込していただけます。キットの送付数については、これまでの使用報告実績を踏まえ、3月末までの残り日数に応じた数を送付させていただきます。
- ・今年度送付するキットについては、年度内（令和5年3月末まで）に定期検査に使用していただく必要があります。年度内に確実に定期検査を実施する場合のみ申し込んでください。

(送付例)

追加申込（残数が1週間分になった時）	キット送付数
3月第1週（3／ 3まで）	最大3週間分
3月第2週（3／10まで）	最大2週間分
3月第3週（3／17まで）	最大1週間分

※令和4年度分最終申込受付日 令和5年3月17日（金）

委託事業者 追加申込フォームURL：<https://forms.gle/nuvfFCmCdkDsFdnV7>

※新年度（令和5年4月以降）分については、実施方針を決定次第、別途申し込み機会を設ける予定です。

3 検査結果の報告について

委託事業者 結果報告フォームURL：<https://forms.gle/FTWs7aa4LpYPEEdi7>

- ・これまでもお願いしているとおり、受領した抗原定性検査キットを用いて予防的検査を実施した場合には、実施日ごとに速やかに（遅くとも翌日までに）結果を入力してください。
- ・また、今年度中に実施した検査結果については、令和5年3月31日までに入力をしていただく必要がありますので、3月31日に実施した検査結果については当日中に入力を完了するようにしてください。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課・障害福祉課 高齢者・障がい者施設社会的検査チーム	
電話番号	代表：058-272-1111 内線：9312、9313
FAX番号	058-272-8380
メールアドレス	yobo-kensa@govt.pref.gifu.jp